

第73回 活性化プロジェクトチーム議事概要

開催日時：平成31年2月6日（水）12：30～14：45

開催場所：名古屋市 名鉄グランドホテル 「花」

出席者：計12名

委員長欠席のため、担当副会長指名委員が議長となり会議を開催した。

議 題

1. 暫定措置事業終了後の中央組織のあり方等について

資料3「暫定措置事業終了後の中央組織のあり方等について」説明がなされた。

中央組織の前提として、業界組織を一元化することの社会的意義を明確にする必要があるという観点から取りまとめ、また、現行組織からの移行期間を3～5年程度とした。

要点は以下のとおり

(1) 5組合統合案

- ・5組合統合して1組合とする
- ・これまでの5組合の役割を整理して、各部会・分科会とする
(船主部会、オペ部会、貨物船主分科会、油送船分科会等)

(2) 委員会体制案

- ・中央組織を作らない
 - ・5組合共同の事業について委員会を設置し、この委員会が業界内外の統一的窓口となる
 - ・具体的には、船員確保・育成委員会、輸送安定化委員会、法令遵守委員会等
- イメージとしては、船主港湾協議会（船主協会と日港協の協議する窓口）を想定

(3) 内航総連改組案

- ・現在の総連事務局組織を事業に合わせて大幅改変する
- ・中央組織と5組合との役割分担を再整理する。それによって中央組織でなければできない業務を特定する

以上のほか、それぞれの（案）のメリットと課題が提示された。（資料3参照）

Q：前記の移行期間が、3～5年の想定であるが、借入金返済が32/8で返済完了であれば、33/3には暫定措置事業終了と想定される。従って、終了まで2年があるので移行期間は1～2年のスピード感をもって進めるべきではないか。

A：議長から暫定後終了後の組織等の設計図、また、移行期間、並びに新組織体制のスタート時期について、ある程度想定すべきとの提案がなされた。種々検討の結果、以下のタイムスケジュールで漠然としたイメージの共通認識を得た。

- ・暫定後の組織のあり方設計図 32/8迄（返済完了期）
- ・移行期間 33/3迄

2. 暫定措置事業終了後の中央組織の事業のあり方等について（全海運原案）

資料4「暫定措置事業終了後の中央組織の事業のあり方について」（全海運原案）説明がなされた。

内航総連事務局が提示している「適正化事業」という枠組みだけではなく、総体的に目的に応じた新たな事業区分を設定し、中央組織のあり方と連動して設定した。

要点は以下のとおり

（1）船員確保・育成事業

- ・現在、民間で行う船員養成・育成事業検討WGで検討中
- ・海技教育機構や海洋共育センター等の外部組織との連携事業

（2）輸送市場安定化事業（適正化事業の代替案）

- ・建造等のトン数（D/W?）に応じた景気変動積立金を徴収
- ・顕著な景気後退による大規模な船腹過剰が顕在化した際に既存内航船を解体ないし係船した事業者に対して「景気後退対応補助金を交付する」
- ・上記の「顕著な景気後退」の判断基準を国と協議して定め、この状況に陥った際に国（国土交通大臣）から中央組織に対して解撤・係船勧告を出させることを法定化

（3）法令順守事業（適正化事業の代替案）

- ・各地区海運組合、地方経済団体、地方運輸局、地方労働局、管区海上保安庁、船員養成機関、関係自治体において「内航海運法令順守協議会」（仮称）の設置
- ・コンプライアンス等、事案が発生した際、上記組織の担当者が集まり協議する

3. 第1回内航海運適正化事業WG（2月12日）について

議長より、上記WG委員の発言内容について、各委員に確認が促された。

各委員から発言があり、種々検討の結果、以下の内容で全海運意見とすることで全会一致を見た。

- （1）適正化事業を検討するうえでは、組織・予算、人の問題を総体的に議論すべきであり、そうでなければ、議論は進まないこと。
- （2）そのためには、新たな中央組織のあり方を同時並行で議論すべきであること。
- （3）このWGでは適正化に特化した議論だけでなく、組織・事業等組合のあり方を含めて総合的に議論すべきであり、このWGでできなければ、改めてWGを立ち上げ早急に議論すべきであること。

以 上